

のである。こういう点からみると、現在の
検定教科書は、どれもこのままで望まし
いとはいえないようだ。(ごく少数の例
外的な教科書はあるが)

最後に強調したいことは、子どもには何
か一つの割り切った形での結論を押しつけ
ないようにしたい。いろいろな立場から、
結論の導き方が考えられる場合には、それ
をなるべく客観的に忠実に子どもの前に提

示して、子どもたちが自らの研究によっ
て、それらのいずれかを自主的に選択でき
るようにしておきたい。そのことがやがて
子どもたちに正しい批判的な思考力を養う
ものになるからである。そしてなるべく広
い視野に立って、いろいろな立場を比較考
慮した上で、子どもたちが自らの結論を生
み出すようにさせる教科書でありたいもの
である。

(東京教育大学助教授)

職業科

長谷川 淳

一、内容にどんな問題があるか

他の教科の教科書の場合と同じように、
職業科教科書の問題点も、そのもとは学習
指導要領と検定基準にあり、検定調査や採
択の方法にある。学習指導要領の含む問題
点は、すでに発行当初からくりかえし指摘

されている。これを要約すると、次の通り
である。

1、勤労愛好の精神を涵養する教科である
こと。

2、生産技術や技術学的知識の習得を目的
とするのではなく、生産的活動、実践
的活動は、勤労愛好の精神や態度を養う
ための手段にすぎないから、生産技術を
系統的に学習する必要はなく、実生活の
中の雑多なあれこれの「仕事」を行わせ
るものであること。

3、この「仕事」は、就職のための適性鑑
定に必要な試行課程であって、できるだ
け多方面にわたるあれこれの経験である
こと。

4、「実生活に役立つ仕事を中心として」学習するものであるから、「職業」と「家庭」とが区別されるべきでないというところ。

5、学習の手段である「仕事」は「地域」の中に見出し、従って地域の産業の実情、学校の実情（学校の設備相応な）、生徒の事情（生徒の能力に相応な、家庭の事情に相応な）に応じて異なるものであること。そして、地域社会に奉仕し地域の産業に協力する能力・態度・心構えを養うべきこと。

6、以上の諸目標を達成するためには、単元、学習問題解決学習の方法をとること。

教科用図書検定基準には、学習指導要領に基づいていることを必要条件としているほか、以上に要約した諸目標を達成するのに適しているか否かを、学習指導要領の指導目標を逐一掲げて「絶対条件」としている。

従ってこの基準に準拠してつくられた教科書には次のような問題がある。

1、「仕事」の種類が多すぎる。実生活の中に見られるあらゆる仕事が含まれ、一

つの仕事について系統的な学習ができなればかりでなく、つまみ食いにおわる程度である。この中から学習指導要領に示された「教育計画の基準」にしたがって教材を選択するように、あらゆる地域の「実生活」の中の仕事の最少公倍数が盛り込まれている。

2、生産技術、その科学的原理や法則、その系統的学習がしりぞけられ、経験的技術が極端に重要視されている。

3、学習指導要領に例示されている単元と同様に、雑多な仕事を五つか六つの単元にまとめているため、極めて不自然な単元構成がとられている。例えば、「勉強室の整頓」「校庭の美化」「幼い弟妹の世話」などから「中学生になって」「将来の希望」「輝く太陽の下に」というものまである。

4、勤労愛好の精神が強調され、封建的な職業道徳や家族関係が強調されている。

5、「技術的知識」「社会経済的知識」の知識的教材が、「職業のさまざま」や、各職業における初任級や昇進についての情報、就職に際しての心構えなどにすりかえられている。

本来書かれた教材を必要とするというとは、この教科において一定量の知識の系統的学習が必要であることであり、単なる勤労愛好の精神だけを目的とするならば、教科書など必要でない。それにも拘らず教科書が出されるようになってゐるのは、出版企業の要求によるほか、単なる勤労主義ではなく、ある一定の方向をもち、一定の道筋を通った勤労精神を学習指導要領が求めているのであらう。

二、検定調査および採択の問題

検定調査の方法とこれにからまる問題点については、雑誌「教育」六月号、大槻健氏「教科書検定制度の問題点」にくわしく述べられている。文部省が任命した調査員が、学習指導要領の基準をまもり、当局の方針に従って、出版社から提出された原稿を調査する。大槻氏が指摘するように「調査員の質によって甚だしく内容に偏向性をおびる」だけでなく、職業科教科書にとって重要な科学的事実や技術的手法を無視しそれに反した指摘をする場合が相当にある。

検定に合格した教科書の展示・採択に当

って、教育委員会が一定の基準に従つてもう一度検定し採択を決定する。他教科の教科書にくらべて少く種類の中から、文部省よりもっときびしい、しかも好ましからざる基準で検定し、教師の採択の自由を制限してゐる事例もある。

三、どのように教科書を使うか

現行の学習指導要領に準拠してゐる限り、職業科の教科書に期待することはできない。しかし学校教育法第二十一条、同第四十条の「……文部大臣の検定を経た教科用図書……を使用しなければならぬ」という規定のある限り、どんな不満足なものでも使わなければならない。

それにも拘らず、教師としての良心はまげることはいできない。執筆者や教科書会社の編成した教科課程や単元構成にとらわれることなく、教社の教科書を取りまぜて三冊または四冊、最も適当なものを選んで使つてゐる場合も見られる。教科書は、「主たる教材」の一つにすぎないから、「従たる教材」を十分に使いこなしてこれを補ひ、その偏向を是正し、また「主たる教材」を教材としてこれを批判的に使つてい

る場合もある。また、監督者から求められたらいつでも提示できるように、一齊安い一番かさばらない教科書を教室にしまっておき、他の教材を使っている教師もいる。学習指導要領にも拠らず、教科書も使わずに、他の教材で教育している教師が、もうすでにあらわれて来ている。

このような教科書をいつまでも発行しつ

図工科

上野省策

1 各著者の図工教育観をより明確に打出せ

図工教科書の著者または編集者が、各々図画工作教育についてどのような考え方をもっているのか、その著書に明せき打

づけることは、執筆者にとっても出版会社にとってもその良心に反することである。最近ようやく、現場の教師の経験と、教育者の意見をとりいれ、学習指導要領に拠らない、或いは検定基準の最低線すれすれに合格するように編集されたよい教科書が数点見られるようになったことは喜ばしいことである。

(東京工業大学助教授)

出してゆくことは、教科書の採択者である教師側が、採択にあたって、それぞれの教育観にてらして、適当と思うものを採用するのに不可欠な条件であるが、現在行なわれている教科書は、その内容、編集があまりにも類似しており、甚しいものは採択成績のよかつた本の編集を模倣するようなことも平然と行なわれている。人によつては、どの教科書も、文部省の指導要領を基礎として編集し、また検定基準にてらして、検定されるのであるから、大体共通しておるのは当然であるといふのであるが、それにしても、著者達がそれぞれの観点をもっと明らかに出して、特色ある編集をすることが出来る。またそうすることによつて、教師側の採択理由もはっきりと出てき